

# 新型コロナウイルス感染症対応中小企業・小規模事業者

## 応援金を拡充します

宮田村では、中小企業・小規模事業者又は個人事業主の方で、令和3年1月と2月の売上を足して、その額が前年比20%以上減少した事業者に減少額の50%、減少比率に応じ上限20万円から10万円を支援します。なお今年3月に飲食店特別支援金又は宿泊施設事業継続支援金の給付を受けた事業者は対象外となります。

### 対象者

申請ができるのは、以下の1~4すべてに該当する事業者です。

1. 中小企業基本法第2条の基準を満たす事業者（以下のいずれかに該当する事業者）

I 製造業、建設業、運輸業、その他（II、III除く）	常時雇用する従業員が300名以下
II 卸売商業・サービス業	常時雇用する従業員が100名以下
III 小売業	常時雇用する従業員が50名以下

※村内で2店舗以上営業している法人・個人事業者も1事業者として扱います。

2. 宮田村に住所又は事業所を有する中小企業、小規模事業者又は個人事業者であって、令和2年1月以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者。ただし、今年3月に飲食店特別支援金又は宿泊施設事業継続支援金の給付を受けた事業者及びチェーン店は除く。
3. 営業許可又は登録を必要とする業種については、当該許認可等を受けている者。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月及び2月の合計売上額が、前年同月の合計売上額と比較して20パーセント以上減少している者。

### 応援金額

①、②の合算額がそれぞれの上限額を超えるときは、上限額を支援します。

#### ■ 売上減少分の計算方法

- ①(令和2年1月の売上額 - 令和3年1月の売上額) × 50% = 支給額  
②(令和2年2月の売上額 - 令和3年2月の売上額) × 50% = 支給額

上限額

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 前年売上比40%以上の減少      | 20万円を上限に支給 |
| ② 前年売上比30%以上40%未満の減少 | 15万円を上限に支給 |
| ③ 前年売上比20%以上30%未満の減少 | 10万円を上限に支給 |

### 受付締め切り日期限

令和3年8月31日（火）

※申請される方は裏面をご覧ください。

## 申請書類等

### 中小企業・小規模事業者・個人事業者

	提出書類	内容
1	申請書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。 役場にも申請書がございます。
2	前年の売上の状況を示した書類の写し	・青色申告 確定申告書第一表 (1枚) 所得税青色申告決算書 (2枚 (両面))  ・白色申告 確定申告書第一表 (1枚) ※令和2年1月から令和2年12月までの1年間の収入金額が <u>月別に確認</u> できること。 ※收受日付印は必要ありません。
3	令和3年分の対象期間の売上を示した書類の写し	対象期間 (令和3年1月～令和3年2月) の売上台帳等 ※対象期間の各月が明確に記載してあること。 <b>※宮田村商工会より帳簿確認の受領印があるもの。</b>
4	誓約書 (同意書)	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。 役場、商工会にも誓約書がございます。
5	応援金の振込先の金融機関を確認する書類の写し	申請者名義の通帳 ※金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること。(見開きページ等)
6	本人確認書類の写し (個人事業主の場合)	運転免許証 (両面)、マイナンバーカード (表面のみ)、在留カード (両面) 等 ※いずれも申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書の住所同一のものに限る。

## 申請方法

### 1. 郵送

〒399-4392

宮田村98番地

宮田村役場 産業振興推進室 宮田村小規模事業者等応援金担当あて

### 2. 窓口

宮田村役場内

産業振興推進室 商工観光係

### 問い合わせ先

〒399-4392

宮田村98番地

宮田村役場 産業振興推進室 商工観光係  
担当 小田切・小松

TEL 0265-85-5864 (直通)

メール sangyo@vill.miyada.nagano.jp